

# 人吉下球磨消防組合本部庁舎屋上防水改修工事仕様書

人吉下球磨消防組合本部庁舎屋上防水改修工事について、添付図面及び本仕様書によるものとする。

## I 工事概要

- 1 工事名称 人吉下球磨消防組合本部庁舎屋上防水改修工事
- 2 工事場所 人吉市下林町1番地  
人吉下球磨消防組合本部庁舎
- 3 工事種目 防水改修工事 一式
- 4 工期 契約締結日の翌日から90日間

## II 建築改修工事仕様

### 1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」による。

### 2 特記仕様書

#### (1) 一般共通事項

##### ① 適用基準等

工事写真の撮り方（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

##### ② 発生材の処理

すべて庁舎外に搬出し適切に処理。

##### ③ 工事写真

着工前、工事中、完成時をそれぞれ適宜撮影し、アルバム（A4板）に整理の上2部提出する。

（カラーサービス版又はデジタル写真カラーレーザー印刷）

##### ④ 工事用水

庁舎既存の施設 利用できる（有料）

##### ⑤ 工事用電力

庁舎既存の施設 利用できない

##### ⑥ 保証書の提出

防水工事は責任施行とし、保証書をメーカー等と連名にて提出すること。  
塗膜防水・・・・・・・・・・10年間保障

## (2) 防水改修工事

既存コンクリート屋根上に新規防水層を新設（ウレタンゴム系塗膜防水）する。なお、エアコン室外機の土台については、できる限り天端まで施工すること。

### ① 下地処理

- ・既存のコンクリート等は高圧洗浄し、表面の付着物、異物はケレンの上、清掃を行う。また、継ぎ目等の剥離したコンクリート片については撤去する。
- ・既存目地材は撤去する。
- ・目地材撤去後に目地シーリングを充填する。
- ・コンクリート表面の凹凸については、フィラー処理を行い、下地を調整する。

### ② 新設防水

- ・ウレタンゴム系塗膜防水施行（2層） X-1 平場
- ・ウレタンゴム系塗膜防水施行 X-2 立上り
- ・脱気筒取付（ステンレス製） 8ヶ所

## 3 その他

工事に伴い取り外し・移動・又は破損させた箇所は、受注者負担により現状回復する。

## III 一般事項

- 1 この仕様書は、工事の大意を示したもので、図面と対照し仕様書と相違のある場合、明記のない場合又は疑いを生じた場合は全て監督職員と協議すること。
- 2 取付け具合その他の関係により、所定の寸法を変更し又は取付け方法を変える等の軽微な変更は、請負金額を増減することなく監督職員の指示に従い施行すること。
- 3 工事中、工事個所以外のところへ損傷を与えた場合は、監督職員の指示に従い原形に復旧すること。
- 4 本工事にかかる建設廃材は、関係法令に照らし適法に処理すること。
- 5 工事場内は常に整理し清潔に保ち、工事完了と同時に後片付け及び清掃を行うこと。